

衆議院予算委員会

委員長 中 井 治 様

○ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う要望書

○  
平成 23 年 5 月 18 日

福島県伊達市長 仁 志 田 昇 司

## 要　　望　　書

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、本市はもとより県内外においても甚大な災害をもたらしている。

地域経済を支える農業者、商工業者についても今後の見通しが立たない状況にあり、野菜等に対する「出荷制限」「摂取制限」の指示により農産物の返品、販売拒否などが拡大し、更には農林産物加工品、工業製品、観光産業等における風評被害も発生し、原子力災害による地域経済が被る影響は計り知れないものがある。

こうした中、福島第一原発事故による損害賠償を円滑に進めるため「原子力損害賠償紛争審査会」が設置され、4月28日には農林業者が被った損害を対象に、損害賠償の第1次指針が示されたところであるが、事故以来、目に見えない放射能物質の恐怖に長時間さらされている実情を踏まえ、国及び東京電力(株)が全責任を持って賠償・補償することを前提に、下記の事項について早急かつ確実に対応されるよう強く要望する。

## 記

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた対策を早急に実施し、現在も放出されている放射性物質の封じ込めを行なうこと。

2. 原子力災害対策特別措置法に基づく農産物の出荷制限された農作物の賠償金については、仮払い等を含め迅速に補償を行なうこと。

○ また、風評被害に及んだ農産物の補償は、なんら方針が示されていないため、補償の方針を示すとともに、速やかに補償を実施すること。

3. 農産物の出荷停止措置等により農産物の仕入れ不能により営業を開できなかった農産物加工業者等の営業損害も補償対象とすること。

4. 農産物サンプリング調査対象品目については、県及び地元自治体と連携を密にし、市内各地域又は栽培形態ごとに調査を行うこと。

○ また、出荷農産物の販売時における全数検査を行うシステムを構築すること。

5. 環境モニタリング及び農産物のサンプリング放射能調査の結果、安全性が確認された場合には、国は積極的にPRし、風評被害の防止に努めること。

6. 汚染された農地の土壤中の放射性物質について、可能な限りきめ細かに測定を行い、早期の汚染土壤の除染対策を講じること。

